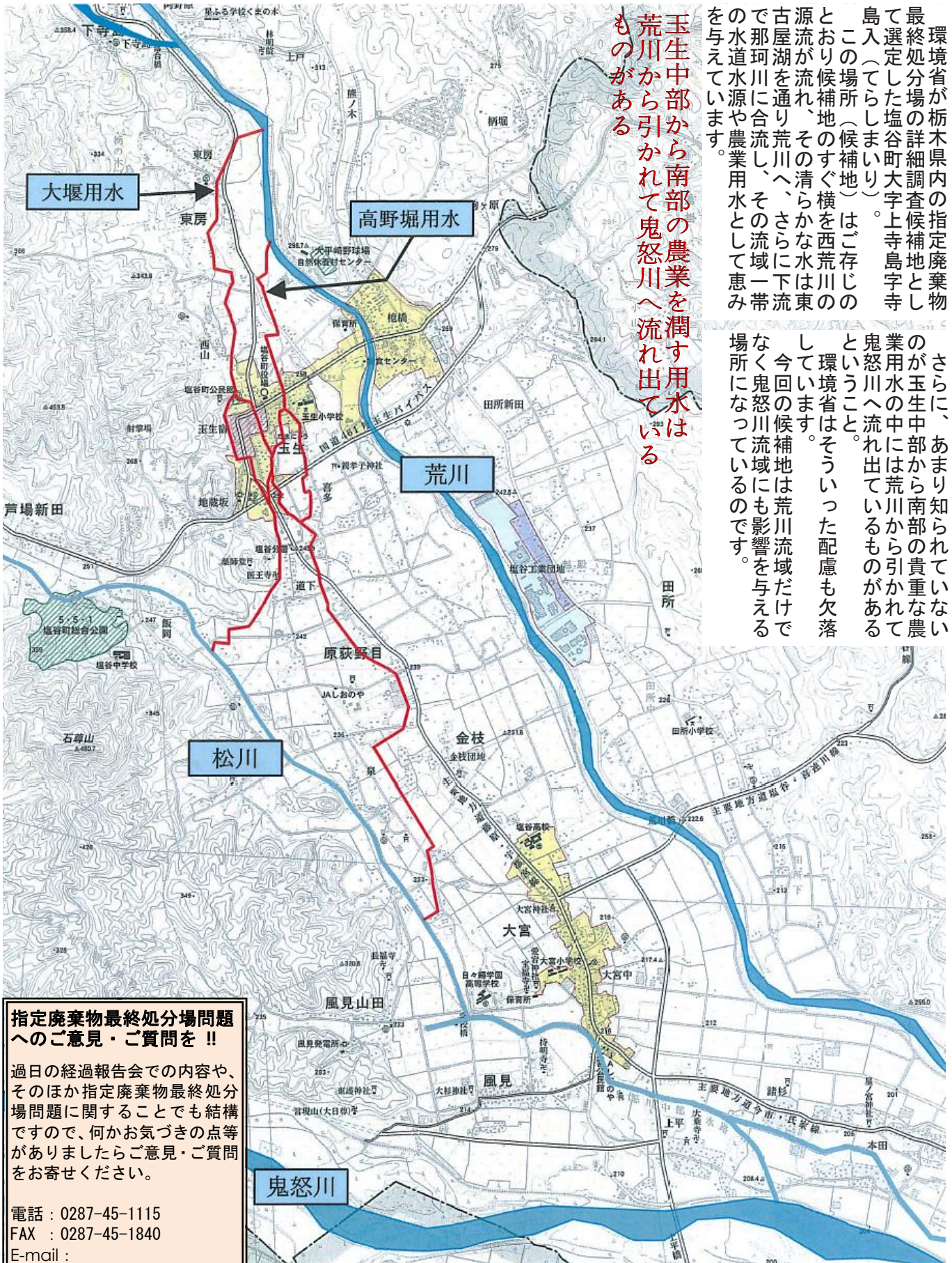


指定廃棄物処分場対策班だより

表面

第5号

平成27年2月25日発行



玉生中部から南部の農業を潤す用水は、荒川から引かれて鬼怒川へ流れ出ているものがある。

環境省が栃木県内の指定廃棄物最終処分場の詳細調査候補地として選定した塩谷町大字上寺島字寺島入（てらしまいり）の場所（候補地）は、ご存じのとおり候補地のすぐ横を西荒川の源流が流れ、その清らかな水は東古屋湖を通り荒川へ、さらに下流で那珂川に合流し、その流域一帯の水道水源や農業用水として恵みを与えています。

さらに、あまり知られていないのが玉生中部から南部の貴重な農業用水の中には荒川から引かれて鬼怒川へ流れ出ているものがあるということ。環境省はそういった配慮も欠落しています。今回の候補地は荒川流域だけでなく鬼怒川流域にも影響を与える場所になっているのです。

指定廃棄物最終処分場問題へのご意見・ご質問を !!

過日の経過報告会での内容や、そのほか指定廃棄物最終処分場問題に関することでも結構ですので、何かお気づきの点等がありましたらご意見・ご質問をお寄せください。

電話：0287-45-1115
 FAX：0287-45-1840
 E-mail：
 taisaku@town.shioya.tochigi.jp

赤線：用水路…荒川から導水され松川を經由して鬼怒川に流れ出ている。

知っておきたい 環境省のやり方・姿勢
詳細調査さえ実施さえすれば：

町は、選定への疑問を以前に質問書で投げかけましたが、環境省は不明な点は「詳細調査で行う」の一点張りです。過日の回答で、詳細調査は「市町村長会議において確定した選定手法におけるプロセスの一環として、必要な対策を検討し、安全面では支障がないこと、あるいは事業実施の観点から施工が可能であることを確認するために行う」(現在の詳細調査候補地において詳細調査を行い、得られたデータについて有識者会議における評価等を行った後、最終的な候補地としてご提示できるものと考えている)とあり、**詳細調査を実施さえすればどんなに不適な条件があっても建設可能にしてしまおうとも**れる内容であり、そのことも町民のみな様の不信感を増大させる要因となっております。

過日、町長は面積要件に関して、必要面積である2.8ヘクタールの満たなければ選定自体が無効になると考え、環境省の現地測量の提案に一度は同意したものの、みな様からの環境省への多大なる不信感からのご意見や回答内容を踏まえて、発言を撤回しました。

町長が発言を撤回しても、環境省単独で測量を行う姿勢を貫いており、以前より一層不信感を増大させている反対同盟会による意志表明・候補地入口の林道での監視に至っています。

また、2月10日の参議院決算委

過日の新聞記事(抜粋)

員会で小里環境副大臣は「基本的には現在の詳細調査候補地を最終的な候補地として選定できると考えている」と答弁しており、その背景として、危険箇所を除いたうえで、自然度・生活空間(人家)からの距離等の項目を総合評価して選定した結果と説明しています。

なぜ、源流がすぐ横を通りながら下流4km先を水源と位置付け、下流域への影響も顧みずにさらに丁寧な説明と選定、さらには丁寧な説明と言いつつ乱暴に高濃度放射性物質と指定廃棄物の棒グラフで単純比較により県民に視覚で濃度が低いと煽り、生活上の放射性物質濃度を注視しない記事、さらに掲載に貴重な国民の税金を多額に使用する行為にも不信感を抱きます。

放射性セシウムの新基準値
 平成24年4月1日から

1kgあたり

- 一般食品 100 ベクレル
- 乳幼児食品 50 ベクレル
- 牛乳 50 ベクレル
- 飲料水 10 ベクレル

大切なのは健康被害等へ影響濃度であり、安易比較は大問題。
放射性物質の安全基準はいくつなの？
記事では濃度比較で高濃度放射性廃棄物よりかなり低いから安全であるかのように強調しています。

本当に安全は考えられていのでしょうか？

環境省からののお知らせです。

ご存じですか？ 指定廃棄物の処理

栃木県内にある指定廃棄物は、皆さまの日常生活で排出されたごみや牧草などに、東日本大震災直後、飛散した放射性物質が附着して発生したものです。

これらの**指定廃棄物**と、**原子力施設から発生するガラス固化体などの放射性廃棄物**の放射能濃度は、全く異なります。

放射能濃度の違い

- 指定廃棄物: 100,000 Bq/kg
- 原子力施設から発生する放射性廃棄物: 10,000,000,000 Bq/kg (指定廃棄物の約10億倍)

栃木県の指定廃棄物は、二重のコンクリート構造の処理施設に搬入
 栃木県で処理を行う指定廃棄物は、8,000 Bq/kgから10万 Bq/kg程度です。

原子力施設から発生する放射性廃棄物は10兆Bq/kgを超えるものまで様々なものがあります。

【指定廃棄物の処理について】

- 指定廃棄物は県内の約170カ所で分散して一時保管されています。
- 地震などの自然災害の心配もあり、できるだけ早期に安全な施設で処理することが課題となっています。
- このため、一カ所に集約して、安心・安全性を確保した施設で厳重管理します。
- 原子力施設で発生した放射性廃棄物や他県で発生した指定廃棄物を持ち込むことはありません。

放射能汚染廃棄物処理情報サイト <http://shiteihaiki.env.go.jp/>
 指定廃棄物に関するお問合せ窓口 03-6741-4535 (9:30~18:15 土日祝除く)